

安全管理規程・基準集

北九州市

安全管理規程

平成18年12月10日

北九州市

目次

第1章	総則	5
第2章	経営トップの責務	6
第3章	安全管理の組織	7
第4章	安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名	7
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	8
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務及び権限	9
第7章	安全管理規程の変更	10
第8章	運航計画・配船計画及び配乗計画	10
第9章	運航の可否判断	11
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	12
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保	12
第12章	輸送施設の点検整備	13
第13章	海難その他の事故の処理	14
第14章	安全に関する教育及び訓練及び内部監査等	15
第15章	雑則	16

運航基準 (藍島～小倉航路)

第1章	目 的	1 8
第2章	運航の可否判断	1 8
第3章	船舶の航行	1 9

(藍島～小倉航路) 【代船使用時】

第1章	目 的	2 4
第2章	運航の可否判断	2 4
第3章	船舶の航行	2 5

(若松～戸畑航路)

第1章	目 的	3 0
第2章	運航の可否判断	3 0
第3章	船舶の航行	3 0

(洞海航路)

第1章	目 的	3 2
第2章	運航の可否判断	3 2
第3章	船舶の航行	3 2

作業基準 (藍島～小倉航路)

第1章	目 的	3 4
第2章	作業体制	3 4
第3章	危険物等の取扱い	3 4
第4章	乗下船作業	3 4
第5章	旅客の遵守事項等の周知	3 5

(若松～戸畑航路)

第1章	目 的	3 8
第2章	作業体制	3 8
第3章	危険物等の取扱い	3 8
第4章	乗下船作業	3 8
第5章	旅客の遵守事項等の周知	3 8

(洞海航路)

第1章	目 的	_____	4 2
第2章	作業体制	_____	4 2
第3章	危険物等の取扱い	_____	4 2
第4章	乗下船作業	_____	4 2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	_____	4 2

事 故 処 理 基 準

第1章	総 則	_____	4 6
第2章	事故発生時の通報	_____	4 6
第3章	事故の処理等	_____	4 8
第4章	非常対策本部の設置等	_____	5 0

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、市役所内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、北九州市の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の運航業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、事業所内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人またはグループ 当事業所では、産業経済局長を経営トップとする。
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための事業所全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップが選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(8)	副運航管理者	運航管理者の職務を補佐する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者または副運航管理者の職務を補佐する者
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(18)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(19)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については、社会通念上港として認められる区域内）
(20)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること

(21)	運航中止	発航、基準航行又は目的港への入港を中止すること
(22)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(23)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(24)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(25)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
(27)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(28)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客又は軽車両の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準及び事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、事業所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及びこの規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営トップの責務）

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる事業所の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方

針を設定し、事業所内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及びこの規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

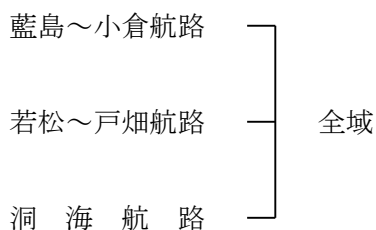
安全統括管理者 1 人

運航管理者 1 人

副運航管理者 2 人

運航管理補助者 若干人

2 北九州市渡船事業所の管理する区域は、次のとおりとする。



第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、海上運送法第10条の3の4及び海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとな

ったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行なうことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代りを指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として渡船事業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、その管理下で船舶が就航している間は、原則として渡船事業所に勤務するものとし、その管理下で船舶が就航している間に職場を離れるときは、渡船事業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。ただし引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い副運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を事業所内部へ徹底するとともに、安全管理規定の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行なうほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又は、その責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務)

第19条 副運航管理者は、船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者がその職務を執行できない時は、その職務を代行するものとする。

2 副運航管理者は、運航管理者の指揮を受けて次の事項を代行するものとする。

- (1) 気象、海象に関する情報、旅客数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達。
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第20条 運航管理補助者は、運航管理者または副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第21条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、事業所内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。
- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
 - 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係機関の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第22条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者の安全上の同意を得て、渡船事業所長が決定する。
- 2 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者の安全上の同意を得て、渡船事業所長が決定する。
- 2 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第24条 運航計画、配船計画及び配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。
- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあるとみとめられる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(船長の任用)

第25条 委託契約に基づき、若戸航路における受託会社は、船長を任用する。

(運航の可否判断)

第25条の2 船長は、適時、運航の可否判断を行ない、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置を取らなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断を行なうにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行なう必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第30条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、運航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第26条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第27条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第28条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行なうものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第29条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第30条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第31条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1)及び(2)については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められる連絡が必要であるとき
- (3) 入港したとき（藍島～小倉航路においては各港へ入港後、若松～戸畑航路においては若松港発最終便の運航を終了したとき）
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物（浮流物）及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第32条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全確保

(作業体制)

第33条 運航管理者は、委託契約に基づき藍島港、馬島港及び小倉港並びに若松渡場及び戸畑渡場における受託会社の陸上作業を指揮監督する。この場合、受託会社の陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名させておくものとする。

- 2 船長は、乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

（危険物等の取扱い）

第 34 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）

第 35 条 旅客の乗船及び下船、船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

（発航前点検）

第 36 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

（船内巡視）

第 37 条 船長は、「船内巡視実施要領」に従い、乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。ただし、若戸航路については、必要に応じ巡視させるものとする。

- 2 船内巡視員は、異常の有無を船長に報告し、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

- 3 船内巡視員は、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。ただし、若戸航路については、点検報告とする。

（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

第 38 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

（飲酒等の禁止）

第 39 条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。

- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

（船舶検査結果の確認）

第 40 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 41 条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置について、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告(副運航管理者を経由する場合を含む。)するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第 42 条 運航管理者は、若戸航路及び小倉航路の受託会社に、陸上施設点検簿に基づいて毎日 1 回以上係留施設、乗降用施設等について点検を指示し、異常ある個所を発見した時は、直ちにその修復設備の措置を講じなければならない。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 43 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 44 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 45 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

2 前項の措置は、47 条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第 47 条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全市的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第 48 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第 49 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局（以下「運輸局等」という）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第 50 条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 52 条 船長は、法令に定める操練を行なったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施しなければならない。訓練は、全事業所的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打ち合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第 54 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 55 条 内部監査を行うものは、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況及び安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発

生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を事業所内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第 56 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、渡船事業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 57 条 安全統括管理者は、パソコン、市庁内イントラ等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、市役所メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について渡船事業所内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

付 則

この規程は、平成 18 年 12 月 10 日より実施する。

平成 24 年 2 月 24 日 一部改正

令和元年 12 月 16 日 最終改正

運 航 基 準

平成 18 年 12 月 10 日
平成 24 年 10 月 10 日 改正
平成 25 年 8 月 29 日 改正
平成 26 年 12 月 26 日 改正
平成 29 年 5 月 19 日 改正
令和 4 年 2 月 1 日 改正
令和 5 年 10 月 1 日 改正

北九州市

(藍島～小倉航路)

目 次

第 1 章	目的	1 8
第 2 章	運航の可否判断	1 8
第 3 章	船舶の航行	1 9

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、藍島～小倉航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
藍島港、馬島港	1.5m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
小倉港	1.2m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 1.6m/s 以上	波高 1.8m 以上
--------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
1.6m/s 以上	波高 2.0m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 1.6m/s 以上	波高 2.0m 以上
--------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に

応じて、停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
藍島港、馬島港	15m/s以上	1.0m以上	500m以下
小倉港	12m/s以上	1.0m以上	500m以下

2 船長は、馬島港に入港する場合、風速10m/sを超える時（ただし上記に定める入港中止基準に達していない場合に限る。）や風向により浮棧橋の使用が困難と判断した場合は、同港の岸壁を使用するものとするし、入港前に運航管理者へその旨連絡しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置、及び協議の内容を点検簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界航海当直配置
- (3) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を別添1のとおり作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点及び基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避検線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するも

のとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり第1基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
第1基準経路	常用
第2基準経路	航路上における風向が北西又は西で風速が10m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
港内	微 速	5.3 ノット 600 rpm
	半 速	13.5 ノット 1,780 rpm
	全 速	19.0 ノット 2,350 rpm
航海速力	16.0 ノット 2,200 rpm	

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 船舶は、小倉港に入港しようとするときは、日明港灯台を右に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。

2 船舶は、小倉港を出港しようとするときは、水路の右側を航行し、日明港灯台を左に見て通過しなければならない。

3 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

4 小倉港内及び片島・和合良島を結んだ線内を航行するときは、微速に減速して航行しなければならない。

(連絡等)

第10条 船長は、船舶運航上（入出港時を含む）、運航管理者又は運航管理要員の援助を必要とする場合には、適切に運航管理者又は運航管理要員に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理員は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 棧橋付近の風向、風速、視程、波浪

(2) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第11条 船長は、入港着岸前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更の協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録するものとする。

運 航 基 準

平成 18 年 12 月 10 日
平成 24 年 10 月 10 日改正
令和 3 年 5 月 17 日改正
令和 5 年 10 月 1 日改正

北九州市

(藍島～小倉航路)

【代船使用時】

目 次

第 1 章	目的	2 4
第 2 章	運航の可否判断	2 4
第 3 章	船舶の航行	2 5

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、藍島～小倉航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
藍島港、馬島港	1.4m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
小倉港	1.2m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 1.4m/s 以上	波高 1.0m 以上
--------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
1.4m/s 以上（船首尾方向の風を除く。）	波高 1.5m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速 1.5m/s 以上	波高 1.5m 以上
--------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に

応じて、停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
藍島港、馬島港	14m/s以上	1.0m以上	500m以下
小倉港	12m/s以上	1.0m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置、及び協議の内容を点検簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界航海当直配置
- (3) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点及び基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避検線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり第1基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
第1基準経路	常用
第2基準経路	風向が北西又は西で風速が10m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

【しいがる】

速力区分	速 力	毎分機関回転数	
港内	微速	3.4 ノット	600rpm
	半速	9.6 ノット	1,200rpm
	全速	24.3 ノット	2,400rpm
航海速力	16.0 ノット	2,000rpm	

【かんもん、ふくまる、りうぐう】

速力区分	速 力	毎分機関回転数	
港内	微速	3.4 ノット	600rpm
	半速	9.6 ノット	1,200rpm
	全速	27.5 ノット	2,150rpm
航海速力	16.0 ノット	2,000rpm	

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 船舶は、小倉港に入港しようとするときは、日明港灯台を右に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。

2 船舶は、小倉港を出港しようとするときは、水路の右側を航行し、日明港灯台を左に見て通過しなければならない。

3 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

4 小倉港内及び片島・和合良島を結んだ線内を航行するときは、微速に減速して航行しなければならない。

(連絡等)

第10条 船長は、船舶運航上（入出港時を含む）、運航管理者又は運航管理要員の援助を必要とする場合には、適切に運航管理者又は運航管理要員に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理員は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 棧橋付近の風向、風速、視程、波浪

(2) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第11条 船長は、入港着岸前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更の協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録するものとする。

運 航 基 準

平成 18 年 12 月 10 日
平成 23 年 1 月 11 日 改正

北九州市

(若松～戸畑航路)

目 次

第 1 章	目的	—————	3 0
第 2 章	運航の可否判断	—————	3 0
第 3 章	船舶の航行	—————	3 0

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、若松～戸畑航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 地点名	風 速	波 高	視 程
若松及び戸畑棧橋	1.5m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

2 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が500m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

2 奥洞海から港口に向けて潮流が激しく、若松側棧橋に着岸できない場合には、安全に留意して戸畑港にて待機する。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(速力基準等)

第5条 速力基準は、次表のとおりとする。

第十八 わかと丸	速力区分	速力	毎分機関 回転数	く き 丸	速力区分	速力	毎分機関 回転数
	微 速	7.11 ノット	1,575rpm		微 速	6.23 ノット	1,575rpm
	半 速	8.12 ノット	1,984rpm		半 速	7.23 ノット	1,984rpm
	全 速	9.59 ノット	2,500rpm		全 速	8.79 ノット	2,500rpm
	航海速力	9.00 ノット	2,271rpm		航海速力	8.50 ノット	2,404rpm

2 船長は、速力基準表を船内の見易い場所に掲示しなければならない。

運 航 基 準

平成 18 年 12 月 10 日
平成 23 年 1 月 11 日 改正

北九州市
(洞海航路)

目 次

第 1 章	目的	3 2
第 2 章	運航の可否判断	3 2
第 3 章	船舶の航行	3 2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、洞海航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
地点名			
戸畑栈橋・若松栈橋	1.5m/s以上	1.0m以上	500m以下

2 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が500m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(速力基準等)

第5条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
微速	7.11ノット	1,575rpm
半速	8.12ノット	1,984rpm
全速	9.59ノット	2,500rpm
航海速力	9.00ノット	2,271rpm

2 船長は、速力基準表を船内の見やすい場所に掲示しなければならない。

作 業 基 準

平成 18 年 12 月 10 日

北九州市

(藍島～小倉航路)

目 次

第 1 章	目的	3 4
第 2 章	作業体制	3 4
第 3 章	危険物等の取扱い	3 4
第 4 章	乗下船作業等	3 4
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	3 5

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、藍島～小倉航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い危険物船舶運送法及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行なうものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会のもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び運航管理補助者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前とする。

- 2 離岸15分前になったときは、船内作業指揮者は舷門を開放し、陸上作業指揮者に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 船内作業指揮者は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行なう。

(船内巡視)

第6条 船内巡視員は、異常の有無を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、人道橋を架設する。

3 船内作業指揮者は、人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理員は、乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

(1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと

(2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

作 業 基 準

平成 18 年 12 月 10 日

北九州市

(若松～戸畑航路)

目 次

第 1 章	目的	3 5
第 2 章	作業体制	3 8
第 3 章	危険物等の取扱い	3 8
第 4 章	乗下船作業等	3 8
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	3 8

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、若松～戸畑航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員及び陸上作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送は一切引き受けないものとする。改札口で万一手荷物、特殊手荷物で危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会のもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 船内作業員及び陸上作業員は、旅客の下船が完了し、乗船に支障がないことを確認して旅客の乗船を開始するものとする。

2 船内作業員及び陸上作業員は、船舶と棧橋の動揺、繫留状況に注意し安全に乗客を客室に誘導する。

(発船作業)

第5条 陸上作業員は、発船定刻になったとき又は定員になったときは、乗船扉を遮閉する。

2 船長は、船内作業員による旅客の乗船確認後の合図（笛）があつたら船内作業員及び陸上作業員に繫船索を迅速確実に放させ、周囲の安全を確認して発船する。陸上作業員は発船後乗船記録表に乗船者数を記入する。

(下船作業)

第6条 船内作業員及び陸上作業員は、船体が完全に着棧したことを確認し、安全索をはずし旅客を安全に誘導下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第7条 運航管理者又は運航管理員は、乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 船長は、船内の旅客が見易い場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

作 業 基 準

平成 18 年 12 月 10 日

北九州市

(洞海航路)

目 次

第 1 章	目的	4 2
第 2 章	作業体制	4 2
第 3 章	危険物等の取扱い	4 2
第 4 章	乗下船作業等	4 2
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	4 2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、洞海航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員及び陸上作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送は一切引き受けないものとする。改札口で万一手荷物、特殊手荷物で危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会のもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 船内作業員及び陸上作業員は、旅客の下船が完了し、乗船に支障がないことを確認して旅客の乗船を開始するものとする。

2 船内作業員及び陸上作業員は、船舶と棧橋の動揺、繫留状況に注意し安全に乗客を客室に誘導する。

(発船作業)

第5条 陸上作業員は、予定定員になったときは、乗船扉を遮閉する。

2 船長は、船内作業員による旅客の乗船確認後の合図（笛）があつたら船内作業員及び陸上作業員に繫船索を迅速確実に放させ、周囲の安全を確認して発船する。陸上作業員は発船後乗船記録表に乗船者数を記入する。

(下船作業)

第6条 船内作業員及び陸上作業員は、船体が完全に着棧したことを確認し、安全索をはずし旅客を安全に誘導下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第7条 運航管理者又は運航管理員は、乗船待ち旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 船長は、船内の旅客が見易い場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

事 故 処 理 基 準

平成 18 年 12 月 10 日
平成 26 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 4 月 1 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正
平成 31 年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 9 月 1 日 改正

北九州市

目 次

第 1 章	総 則	4 6
第 2 章	事故発生時の通報	4 6
第 3 章	事故の処理等	4 8
第 4 章	非常対策本部の設置等	5 0

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当市の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当市の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗組者の死亡、行方不明、重大な負傷者若しくは疾病又はその他の重大な人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

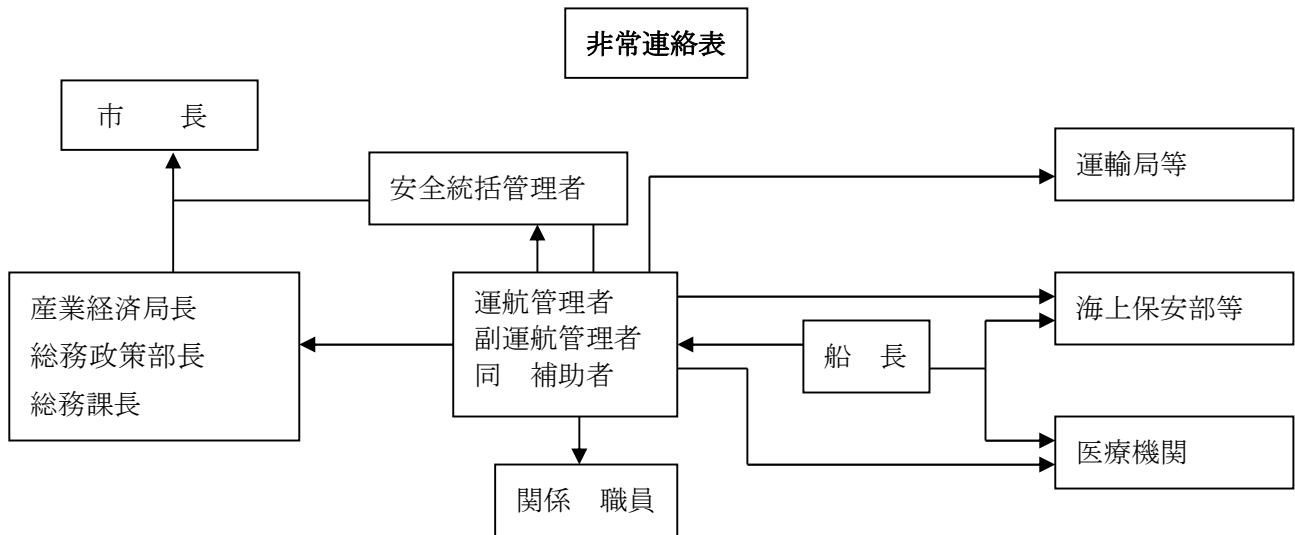
第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行なうものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備えおくものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行なうものとする。

(1) 全事故に共通する事項

- ①船名②日時③場所④事故の種類⑤死傷者の有無⑥救助の要否⑦当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

項 目	内 容
a 衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の種類、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）—船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）—船舶衝突の場合
b 乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c 火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d 浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取殺人、傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故（行方不明を除く。）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生した時に、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1）海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法作為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法作為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行なう事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表

	職 務
産業経済局長	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	産業経済局長補佐又は総指揮
救護対策班 班長 副運航管理者 班員 運航管理補助者	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救護の実施その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班 班長 総務課長 班員 総務課員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること
庶務対策班 班長 総務課庶務係長 班員 総務課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く。）、救難関係物資の調達・補給その他庶務に関すること

- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを引き継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署と連絡を取りつつ、運航の支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めな

ればならない。

(事故調査委員会)

第 11 条 事故調査委員会の組織及び構成は、原則として次のとおりとする。

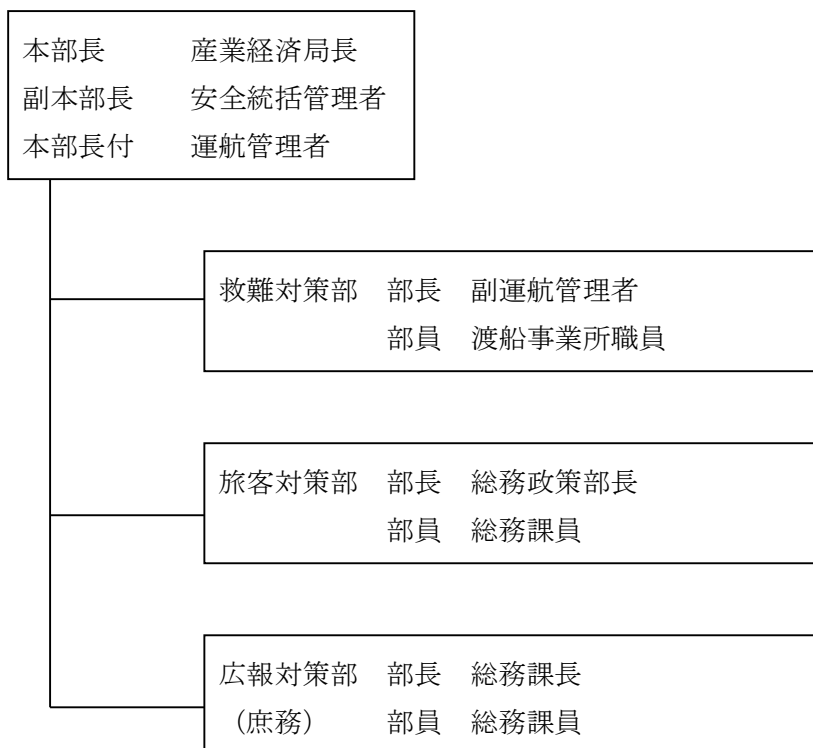
事故調査委員会

委員長	産業経済局長
副委員長	安全統括管理者
〃	運航管理者
委員	総務政策部長
〃	副運航管理者
〃	関係運航管理補助者
〃	庶務担当者

第 4 章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第 12 条 非常対策本部の組織及び編成は次のとおりとする。



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 職務

	職 務
本部長	事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、部員を指揮監督する。
副本部長	本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
本部長付	本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行ない、本部長を補佐する。
各対策部長	部員を指揮して所管の事務処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
対策部員	各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2 各対策部の所掌

救難対策部	① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること ② 救難計画の立案及び実施に関すること ③ 船長への連絡及び実施に関すること ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること ⑤ その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策部	① 旅客名簿の作成に関すること ② 被害者の身元の確認及び被災者の名簿作成に関すること ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること ⑤ 被災者及び被災者の近親者への世話に関すること ⑥ 欠航便の旅客処理に関すること ⑦ 運賃の払戻に関すること ⑧ 旅客に係る補償に関すること ⑨ その他旅客対策に関すること
広報対策部	① 各種情報の収集及び整理並びに事故処理対策関係者への情報の伝達に関すること ② 被災者の近親者への事故情報の提供に関すること ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること ④ その他事故に係る広報に関すること
庶務対策部	① 対策本部の編成に関する役所内への周知及び本部の設営に関すること ② 見舞い及び弔意に関すること ③ 本部の経理に関すること ④ 本部要員の健康管理に関すること ⑤ その他庶務に関すること

別表

